

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5229925号
(P5229925)

(45) 発行日 平成25年7月3日(2013.7.3)

(24) 登録日 平成25年3月29日(2013.3.29)

(51) Int.Cl.

A63F 5/04 (2006.01)

F 1

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

請求項の数 3 (全 20 頁)

(21) 出願番号 特願2011-150069 (P2011-150069)
 (22) 出願日 平成23年7月6日 (2011.7.6)
 (62) 分割の表示 特願2010-203572 (P2010-203572)
 原出願日 平成22年9月10日 (2010.9.10)
 (65) 公開番号 特開2012-55682 (P2012-55682A)
 (43) 公開日 平成24年3月22日 (2012.3.22)
 審査請求日 平成24年11月30日 (2012.11.30)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 390031783
 サミー株式会社
 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サン
 シャイン60
 (74) 代理人 100092897
 弁理士 大西 正悟
 (74) 代理人 100097984
 弁理士 川野 宏
 (74) 代理人 100157417
 弁理士 並木 敏章
 (72) 発明者 若林 孝行
 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシ
 ャイン60 サミー株式会社内

審査官 古屋野 浩志

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】遊戯機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

遊戯動作を制御する制御回路が形成された制御基板と、少なくともベース部材および蓋部材に分割された箱状に形成され、内部に前記制御基板を収納する基板ケースと、ICタグを有して前記基板ケースに貼付されるICタグシールとを備えた遊戯機であって、

前記ICタグシールは、前記ベース部材および前記蓋部材に形成されたタグ貼付面に前記ベース部材および前記蓋部材に跨った状態で貼付され、

前記タグ貼付面に沿った方向にスライド移動させて前記タグ貼付面に貼付された前記ICタグシールの表面全体を覆う閉鎖位置に装着されるとともに、前記閉鎖位置から逆方向にスライド移動させることにより取り外せるように構成されたカバー部材と、

前記カバー部材に形成された取付孔に外側から差し込まれて前記カバー部材に取り付けられる破断部材とを備え、

前記タグ貼付面を横切って前記カバー部材のスライド移動方向に延びるスリットが形成され、

前記スリットの端部は、前記ICタグシールの破断を開始する破断スタート位置として設定される前記タグ貼付面から逸脱する位置まで延びて形成され、

前記破断部材を取り付けるために前記カバー部材に形成された前記取付孔は、前記カバー部材が前記閉鎖位置に装着されたときに、前記タグ貼付面から逸脱した位置まで延びた前記スリットの端部と対向する位置に配置され、

前記破断部材は、前記カバー部材が前記閉鎖位置に装着された状態において前記取付孔

10

20

に差し込まれると、前記破断スタート位置に設置され、前記カバー部材が前記閉鎖位置からスライド移動されて取り外されるのに伴って、前記タグ貼付面に貼付された前記ＩＣタグシールを破断するように構成されたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記破断部材は、前記取付孔に外側から差し込まれて前記カバー部材に取り付けられると、外側からは前記取付孔から抜き取ることができないように前記カバー部材に取り付けられることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記カバー部材は、前記破断部材が取り付けられずに前記閉鎖位置に装着されたときは、前記タグ貼付面に貼付された前記ＩＣタグシールの表面全体を覆う着脱可能なカバーとして機能することを特徴とする請求項1または2に記載の遊技機。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、遊技動作を制御する制御回路が形成された制御基板と、少なくともベース部材および蓋部材に分割された箱状に形成され、内部に制御基板を収納する基板ケースと、ＩＣタグを有して基板ケースに貼付されるＩＣタグシールとを備えた遊技機に関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、スロットマシンの遊技機は、遊技を行うのに必要な遊技装置、遊技装置の動作を制御する制御回路が形成された制御基板、及び、遊技装置及び制御基板に電力を供給する電源装置等を備えたものとなっている。

20

このうち、制御基板は、遊技動作を制御するプログラムを記憶したＲＯＭ、及び、高速演算機能を有するＬＳＩ等からなるＣＰＵを備え、ＲＯＭに記憶されたプログラムをＣＰＵで実行するものとなっている。

このような制御基板は、真正のＲＯＭを入賞しやすい不正なプログラムを記憶した不正ＲＯＭに交換する等の不正行為を防止するために、箱状に形成された透明な合成樹脂製の基板ケースの内部に収納されている。

【0003】

制御基板を収納する基板ケースとしては、一面が開口された箱状となっているとともに、制御基板が設置されるベース部と、このベース部に設置された制御基板の上方を覆う蓋部とを備えたものが一般的である。

30

そして、これらのベース部及び蓋部は、内部に設置された制御基板を不正行為から保護するために、閉じた状態で互いに結合されるようになっている。

【0004】

これらのベース部及び蓋部の結合には、専用の結合具、例えば、一方が他方の内部に挿入可能となるように、入れ子状に形成された一対の筒体を備えた、いわゆる「カシメ」が利用される。

すなわち、「カシメ」の一対の筒体のうち、内側の筒体の外周面には、鉤状の返し部を有する爪部が形成され、外側の筒体の内周面には、前述の爪部を係止する段部が形成されている。一対の筒体のうちの一方を他方の内部に挿入すると、一方の爪部が他方の段部に係止され、これにより、一方が他方の内部に抜け止めされ、一対の筒体が相互に結合されるようになっている。

40

【0005】

以上のような遊技機では、閉じられた基板ケースが不正に開けられた場合に、開けられたことが直ちに判るように、ベース部及び蓋部の両方に跨って封印シールが貼り付けられるようになっている。そして、基板ケースが開けられると、封印シールが破れるので、これにより、開けられたことが判るようになっている。

【0006】

ここで、破れた封印シールの代わりに、賃物の封印シールを貼り付けることで、基板ケ

50

ースを不正に開放したことを欺瞞することができる。この贋物の封印シールの対策として、近年、シリアルナンバー等の固有情報が電子的に記録された I C タグが一体化された I C タグシールを封印シールとして採用し、この I C タグシールを基板ケースに貼付することが実施されている。

【0007】

このような I C タグシールを採用すれば、専用の読み取り装置を利用すれば、記録内容の読み出しと、駆動電力の供給とが無線通信で同時にできるので、貼り付けられた封印シールが本物であるか否かの判別を容易且つ迅速に行うことができる。

また、 I C タグが一体化された I C タグシールを剥がすと、 I C タグの無線アンテナが破壊されるように I C タグシールを形成することができ、このような I C タグシールを採用すれば、外観を損傷させずに I C タグシールを基板ケースから剥がすことができても、 I C タグの無線アンテナが破壊され、 I C タグの記録内容が読み取ることができないので、基板ケースが不正に開けられたか否かの判別を容易且つ迅速に行うことができる。10

【0008】

しかしながら、前述の I C タグシールを利用して、鋭利な刃物、例えば、カミソリ等を利用して、基板ケースから I C タグシールを丁寧に剥がせば、 I C タグの無線アンテナや外観に何らダメージを与えることなく基板ケースから I C タグシールを剥がすことができ、これにより、剥がされた I C タグシールの再利用が可能となり、基板ケースを開けた後、 I C タグシールを再貼付すると、基板ケースが開放されたか否かの判別が困難となる、という問題がある。20

【0009】

この問題を解決するために、 I C タグのチップが設けられるベースシートと、このベースシートを基板ケースに貼着するための貼着剤からなる貼着層と、ベースシート及び貼着層の間に形成されるとともに、貼着層の貼着力よりも弱い粘着力でベースシート及び貼着層を相互に結合する粘着層と、粘着層に成膜した金属膜をエッチングすることで形成された無線アンテナとを備え、且つ、貼着層の貼着力よりも小さい力でベースシートが破断されたようにした I C タグシールが提案されている（例えば、特許文献 1 参照）。

【0010】

このような I C タグシールによれば、カミソリ等を利用して I C タグシールの剥離処理を丁寧に行ったとしても、基板ケースから I C タグシールを剥がすために、貼着層の貼着力に抗する剥離力を I C タグシールに加えると、この剥離力でベースシートが破断され、 I C タグシールの外観が損なわれる。30

そのうえ、貼着層の貼着力に抗する剥離力は、ベースシートから粘着層を剥離させて、粘着層に形成されている無線アンテナを、ベースシートに形成されている I C タグから電気的に分離するので、 I C タグの記録内容の読み取りが不可能となる。

このため、カミソリ等を利用して I C タグシールの剥離処理でも、 I C タグシールの再利用が不可能となり、基板ケースを開けたか否かの判別を有効に行うことができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0011】

【特許文献 1】特開 2009 - 50537 号公報40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0012】

前述のような遊技機では、化学薬品で貼着層の貼着力を無力化することができれば、基板ケースから I C タグシールを剥がす際に、 I C タグシールに何ら力が加わらなくなり、 I C タグの無線アンテナや外観に何らダメージを与えることなく基板ケースから I C タグシールを剥がすことができるので、剥がされた I C タグシールの再利用が可能となり、不正 ROM に交換する等の不正行為の防止が確実に行えなくなるおそれがある。このため、基板ケースの開放によって I C タグシールが確実に破断される遊技機が要望されている。50

【0013】

そこで、各請求項にそれぞれ記載された各発明は、上記した従来の技術の有する問題点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、基板ケースの開放によって、確実に I C タグシールが破断される遊技機を提供することである。

【課題を解決するための手段】**【0014】**

各請求項にそれぞれ記載された各発明は、前述の目的を達成するためになされたものである。以下に、各発明の特徴点を、図面に示した発明の実施の形態を用いて説明する。

なお、符号は、発明の実施の形態において用いた符号を示し、本発明の技術的範囲を限定するものではない。

10

【0015】

(請求項 1)

(特徴点)

請求項 1 記載の発明は、次の点を特徴とする。

すなわち、請求項 1 に記載された発明は、遊技動作を制御する制御回路が形成された制御基板(80)と、少なくともベース部材(52)および蓋部材(53)に分割された箱状に形成され、内部に前記制御基板を収納する基板ケース(50)と、I C タグを有して前記基板ケースに貼付される I C タグシール(12)とを備えた遊技機(1)であって、前記 I C タグシールは、前記ベース部材および前記蓋部材に形成されたタグ貼付面(56A, 56B)に前記ベース部材および前記蓋部材に跨った状態で貼付けられ、前記タグ貼付面に沿った方向にスライド移動させて前記タグ貼付面に貼付された前記 I C タグシールの表面全体を覆う閉鎖位置に装着されるとともに、前記閉鎖位置から逆方向にスライド移動させることにより取り外せるように構成されたカバー部材(60)と、前記カバー部材に形成された取付孔(60A)に外側から差し込まれて前記カバー部材に取り付けられる破断部材(70)とを備えて構成される。そして、前記タグ貼付面を横切って前記カバー部材のスライド移動方向に延びるスリット(58A, 58B)が形成され、前記スリットの端部は、前記 I C タグシールの破断を開始する破断スタート位置()として設定される前記タグ貼付面から逸脱する位置まで延びて形成され、前記破断部材を取り付けるために前記カバー部材に形成された前記取付孔は、前記カバー部材が前記閉鎖位置に装着されたときに、前記タグ貼付面から逸脱した位置まで延びた前記スリットの端部と対向する位置に配置され、前記破断部材は、前記カバー部材が前記閉鎖位置に装着された状態において前記取付孔に差し込まれると、前記破断スタート位置に設置され、前記カバー部材が前記閉鎖位置からスライド移動されて取り外されるのに伴って、前記タグ貼付面に貼付された前記 I C タグシールを破断するように構成されることを特徴とする。

20

(請求項 2)

請求項 2 に記載された発明は、上記請求項 1 に従属するものであり、前記破断部材は、前記取付孔に外側から差し込まれて前記カバー部材に取り付けられると、外側からは前記取付孔から抜き取ることができないように前記カバー部材に取り付けられることを特徴とする。

30

(請求項 3)

請求項 3 に記載された発明は、上記請求項 1 または 2 に従属するものであり、前記カバー部材は、前記破断部材が取り付けられずに前記閉鎖位置に装着されたときには、前記タグ貼付面に貼付された前記 I C タグシールの表面全体を覆う着脱可能なカバーとして機能することを特徴とする。

40

【発明の効果】**【0016】**

(請求項 1 の効果)

以上のように構成されている本発明は、以下に記載されるような効果を奏する。

すなわち、請求項 1 記載の発明によれば、I C タグシールが基板ケースを構成するベース部材および蓋部材に形成されたタグ貼付面にベース部材および蓋部材に跨った状態で貼

50

付され、その I C タグシールの表面全体を覆う閉鎖位置に装着されるカバー部材を備えて構成される。そのため、I C タグシールがカバー部材の内部に密閉され、I C タグシールを基板ケースから剥がす際に、カミソリ等の刃物を利用できなくなるうえ、化学薬品を I C タグシールに塗布することもできなくなる。従って、I C タグシールの I C チップ、無線アンテナ及び外観等にダメージを与えずに基板ケースから I C タグシールを剥がすことが不可能となる。

【0017】

また、タグ貼付面を横切ってカバー部材のスライド移動方向に延びるスリットが形成され、そのスリットの端部が I C タグシールの破断を開始する破断スタート位置として設定されるタグ貼付面から逸脱する位置まで延びて形成される。そして、カバー部材を前記閉鎖位置に装着し、この状態において破断部材をカバー部材に形成された取付孔に差し込むと、破断部材は、前記破断スタート位置に設置され、カバー部材を前記閉鎖位置からスライド移動させて取り外すのに伴って、タグ貼付面に貼付された I C タグシールを破断するよう構成される。このため、基板ケースの開放の際に、確実に I C タグシールが破断され、剥がされた I C タグシールの再利用を確実に不可能にすることができ、これにより、前記目的を達成することができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】本発明の第1実施形態の全体を示す正面図である。

20

【図2】前記実施形態に係る筐体内部を示す正面図である。

【図3】前記実施形態に係る基板ケースを示す斜視図である。

【図4】前記実施形態に係る基板ケースを示す分解斜視図である。

【図5】前記実施形態に係る箱状部を示す斜視図である。

【図6】前記実施形態に係るベース部側の連結部分を示す分解斜視図である。

【図7】前記実施形態に係る蓋部側の連結部分を示す分解斜視図である。

【図8】前記実施形態に係る箱状部の連結部分を示す断面図である。

【図9】前記実施形態の要部を示す平面図である。

【図10】前記実施形態に係る破断部材の動作を説明するための断面図である。

【図11】本発明の第2実施形態に係る基板ケースを示す斜視図である。

【図12】前記実施形態に係る基板ケースを示す分解斜視図である。

30

【図13】前記実施形態に係る箱状部を示す斜視図である。

【図14】前記実施形態の要部を示す断面図である。

【図15】前記実施形態に係る破断部材の動作を説明するための断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

以下に、本発明を実施するための形態である実施形態について、図面を参照しながら説明する。

[第1実施形態]

(スロットマシン1の概要)

図1には、本発明の第1実施形態に係る遊技機としてのスロットマシン1が示されている。図1において、スロットマシン1は、三個の回転リール11の各々に記された複数種類の図柄が所定の組合せとなるように、回転している回転リール11を停止させる遊技を行うものである。このスロットマシン1には、図1に示すように、当該スロットマシン1の各種装置を収納するとともに、正面形状が長方形となった筐体2が備えられている。

40

筐体2は、前面全体が開口された箱状の部材である。そして、筐体2の前面開口は、当該筐体2に回動可能に取り付けられた前扉3で塞がれるようになっている。なお、前扉3は、閉じられると、自動的に施錠されるようになっている。

【0020】

前扉3は、その前面をほぼ二分する上部パネル部4及び下部パネル部5を備えたものとなっている。そして、下部パネル部5の下方には、入賞時に払い出されるメダルを貯留す

50

る受皿部6Aが一体成形された受皿ユニット6が設けられている。また、また、上部パネル部4と下部パネル部5との間には、遊技に係る操作を行うための操作卓7が遊技者側に突出するように形成されている。

ここで、上部パネル部4及び下部パネル部5は、意匠的に優れた外観を確保するために、合成樹脂製の化粧板が表面に張り付けられたものとなっている。

【0021】

(上部パネル部4)

上部パネル部4には、図1中、操作卓7の上方且つ幅方向の中央部分において長方形形状に形成された表示窓4Aが設けられている。

ここで、筐体2内部に設けられた三個の回転リール11の各々は、その外周面に複数種類の図柄に記されている。そして、各回転リール11の図柄は、筐体2の外部から表示窓4Aを通して目視可能となっている。

【0022】

上部パネル部4の上端縁部分には、正面形状が逆台形状に形成された演出用照明装置4Bが設けられている。この演出用照明装置4Bは、上部パネル部4の上端縁部分のほぼ中央に配置されている。演出用照明装置4Bの両端部は、上部パネル部4の角隅部分まで達することなく、その手前の位置で途切れたものとなっている。

また、上部パネル部4の上側における両角近傍には、正面形状が湾曲した帯状に形成されるとともに、漢数字の「八」を描く一対の演出用照明装置4Cが設けられている。これらの演出用照明装置4Cの各々は、その上端部が演出用照明装置4Bの端部近傍に配置されるとともに、その下端側の部分が上部パネル部4の側縁へ向かって斜め下方に延びたものとなっている。

さらに、上部パネル部4の両方の側縁には、演出用照明装置4Cの下端に接続された別の演出用照明装置4Dがそれぞれ設けられている。これらの演出用照明装置4Dの各々は、演出用照明装置4Cと同様に、上下方向に細長い帯状に形成されたものであり、演出用照明装置4Cの下端から、上部パネル部4の側縁に沿って延び、操作卓7の直近まで達するものとなっている。

これらの演出用照明装置4B～4Dの各々は、赤色のレンズの内部に配置された高輝度発光ダイオード等の光源を備え、遊技の進行に応じて、その光源の点灯又は点滅により、遊技における視覚的な演出効果を高めるものである。

【0023】

表示窓4A及び演出用照明装置4Bの間には、遊技の演出用画像を表示する液晶表示装置4Eが設けられている。この液晶表示装置4Eは、動画を含む様々な画像を、遊技の進行に応じて表示するものである。

液晶表示装置4Eの両側には、遊技に係る効果音を発生するスピーカを備えた音声出力部4Fがそれぞれ設けられている。

【0024】

(操作卓7)

操作卓7は、遊技における操作に必要な各種のスイッチ類が配置されたものである。

すなわち、操作卓7における図1中右端の部分には、前扉3の施錠を解除するための鍵が挿入される鍵穴7Aが設けられている。この鍵穴7Aの左斜め上方には、メダルを投入するためのメダル投入口7Bが開口されたメダル投入部7Cが設けられている。

メダル投入口7Bの左斜め下方には、三個の回転リール11のそれぞれを停止させる際に操作される三個のストップボタン7Dが設けられている。これら三個のストップボタン7Dのうち、左端に配置されているストップボタン7Dの左斜め上方には、一度の操作で最大枚数のメダルを賭けることができるマックスベットボタン7Eが設けられている。

また、左端のストップボタン7Dの左方であって、マックスベットボタン7Eの左斜め下方の位置には、三個の回転リール11を一斉に回転させる際に操作されるスタートレバー7Fが設けられている。このスタートレバー7Fの左斜め上方には、1回の操作で貯留されているメダルを1枚賭けることのできる、換言すると、メダルを1枚ずつ賭ける際に操作される

10

20

30

40

50

ベットスイッチ7Gが設けられている。

さらに、ベットスイッチ7Gの左斜め下方には、精算時に貯留されているメダルを払い出させる精算ボタン7Hが設けられている。

【0025】

(下部パネル部5及び受皿ユニット6)

下部パネル部5には、スロットマシン1のモデルタイプを表す象徴するキャラクター等が描かれたパネル5Aが設けられている。

受皿ユニット6には、メダルを貯留する前述の受皿部6Aに加えて、入賞時に受皿部6Aへ向かって払い出されるメダルを排出させるメダル払出口6Bと、遊技に係る効果音を発生するスピーカを備えた音声出力部6Cとが設けられている。

10

【0026】

(筐体2)

次に、筐体2について簡単に説明する。

筐体2は、遊技の進行に必要な機能を有する複数種類の内部装置を内部に収納する箱状のものである。すなわち、筐体2は、図2に示すように、天面、底面、両方の側面、及び、背面の各々に配置される天板41、底板42、一対の側板43、及び、背板44を備えているとともに、前面が開口された六面体に形成されたものである。

また、筐体2には、一対の側板43の間に架け渡された中板45が設けられている。この中板45によって、筐体2の内部空間は、上下に仕切られている。

さらに、筐体2には、天板41の図2中下方の下面から下方へ突き出た平板状の抜け止め部46が設けられている。この抜け止め部46については、後で更に詳しく説明する。

20

【0027】

(筐体2に収納されている内部装置)

次いで、筐体2の内部に設けられている内部装置について簡単に説明する。

筐体2の内部には、図2に示すように、スロットマシン1の遊技動作を制御するマイクロコンピュータからなるCPUを備えた後述する主制御基板80を内蔵する基板ケース50、三個の回転リール11が回転自在に支持するとともに、これらの回転リール11のそれぞれを駆動する図示しないモータを備えたリールユニット10、内部に多数のメダルを貯留させる容器部21を備えるとともに受皿部6Aに向かってメダルを排出するホッパユニット20、及び、これらの装置に電力を供給する電源装置9等が設けられている。

30

このうち、リールユニット10は、それが円筒状に形成された複数の回転リール11を有するものである。そして、これらの回転リール11の各外周面には、特に図示していないが、複数種類の図柄が記されている。

以上において、主制御基板80は、スロットマシン1の遊技動作を制御する制御回路が形成されている制御基板となっている。

【0028】

前扉3の裏側の面には、表側の面に配置された液晶表示装置4Eに対応して、液晶表示装置4E、演出用照明装置4B～4D及び音声出力部4F、6Cの動作を制御する図示しないサブ制御基板を内蔵する基板ケース2Dが設けられている。

また、前扉3の裏側の面には、表側の面に開口されたメダル投入口7Bに対応して、投入されたメダルの適否を判定するメダルセレクタ8が設けられている。

40

【0029】

(基板ケース50)

次に、前述の主制御基板を内蔵する基板ケース50について簡単に説明する。

基板ケース50は、図3に示すように、箱状に形成された箱状部51を備えたものである。この箱状部51は、遊技動作を制御する制御回路が形成されている制御基板である前述の主制御基板80を内部に収納するためのものである。

箱状部51は、外部から内部の視認が可能な透明合成樹脂製の部材であり、後述するベース部52と蓋部53とに分割可能となっている。なお、図3には、蓋部53のみが示され、ベース部52の図示は省略されている。

50

【 0 0 3 0 】

このような箱状部51の図3中上方の端縁中央部には、ベース部52及び蓋部53を両側から挟持するために、断面逆U字形のカバー部材60が取り付けられている。

このカバー部材60は、図3中下方の端縁近傍における略中央部に開口されるとともに、円形に形成されたブレード挿通孔60Aを備えたものである。

このブレード挿通孔60Aには、当該ブレード挿通孔60Aに応じて円形の笠状に広がった頭部71を有する破断部材70が挿通されるようになっている。

【 0 0 3 1 】

更に詳しく説明すると、基板ケース50は、図4に示すように、前述したベース部52、蓋部53、カバー部材60及び破断部材70の五つを主要部品として備えたものである。 10

そして、ベース部52及び蓋部53には、遊技機であるスロットマシン1の固有の情報、例えば、製造番号であるシリアルナンバー等のデジタルデータが記録されたICタグ（ICチップ）が設けられているICタグシール12が貼付されるようになっている。

【 0 0 3 2 】

ベース部52は、主制御基板80が取り付けられるものであり、適宜な構造の固定部材を介して筐体2に固定されている。

蓋部53は、ベース部52に取り付けられた主制御基板80を覆って、当該主制御基板80を保護するものであり、ベース部52と組み合わされることにより、ベース部52とともに内部に密閉された空間を形成している。

これらのベース部52及び蓋部53の図4中上方の端縁中央部は、互いに対応する部分に配置されたものであり、且つ、ベース部52と蓋部53とを閉鎖状態にすると、互いに組み合わされるように形成されたものである。換言すると、ベース部52及び蓋部53の上方端縁中央部は、互いに組み合わされるように形成されるとともに、ベース部52及び蓋部53におけるカバー部材60に挟持される一対の被挟持部54、55となっている。 20

【 0 0 3 3 】

被挟持部54、55には、カバー部材60の内部に収納される部分に、ICタグシール12が貼付される面であるタグ貼付面56A、56Bが形成されている。

すなわち、一対の被挟持部54、55は、図5に示されるように、組み合わされると、略直方体の箱状を形成するようになっている。

そして、ベース部52側の被挟持部54に形成されたタグ貼付面56A、及び、蓋部53側の被挟持部55に形成されたタグ貼付面56Bは、一対の被挟持部54、55が組み合わされると、同一面を形成するものとなっている。 30

【 0 0 3 4 】

このようなタグ貼付面56A、56BにICタグシール12を貼付すると、ICタグシール12は、一対の被挟持部54、55の両方にまたがって貼付され、ひいては、ベース部52及び蓋部53の両方にまたがって貼付されるようになっている。

これにより、タグ貼付面56A、56BにICタグシール12が貼付された状態で、ベース部52及び蓋部53が強制的に開放されて分離されると、ICタグシール12が二つに分断されるようになっている。

【 0 0 3 5 】

タグ貼付面56A、56Bには、図4及び図5に示されるように、貼付されたICタグシール12の周囲を囲むように延びる立ち上がり部57A、57Bが突設されている。 40

また、タグ貼付面56A、56Bには、図5中左右方向の略中央部分において、当該タグ貼付面56A、56Bを図5中上下に横切るように延びるスリット58A、58Bが開口されている。

これらのスリット58A、58Bは、破断部材70に設けられた後述するブレード部72を内部に挿通せるものである。破断部材70のブレード部72は、スリット58A、58Bの内部に挿通された状態で、当該スリット58A、58Bに沿って移動可能となっている。

破断部材70及びカバー部材60については、後で更に詳しく説明する。

【 0 0 3 6 】

（カシメ部材81及びカシメ受部82） 50

続いて、ベース部52及び蓋部53を相互に接合するための部材であるカシメ部材81及びカシメ受部82について詳しく説明する。

これらのカシメ部材81及びカシメ受部82は、一方が他方の内部に挿入可能となるように、入れ子状に形成された一対の筒体を有するものである。

【0037】

すなわち、カシメ部材81は、図6に示すように、平たい直方体状に形成された基部81Aと、入れ子状に形成された一対の筒体のうちの一方として、円筒状に形成された筒状突起部81Bとを備えたものとなっている。

このうち、筒状突起部81Bは、基部81Aの蓋部53に対向する正面から蓋部53へ向かって突出するものとなっている。

10

また、直方体状の基部81Aは、筒状突起部81Bが突設された正面が長方形とされ、この長方形における図6中上下方向に延びる辺が長方形の長辺とされ、図6中左右方向に延びる辺が長方形の短辺とされている。

そして、基部81Aは、短辺の長さ寸法が筒状突起部81Bの直径よりも大きさとなっているとともに、長辺方向に沿った両側の側縁部81Cが筒状突起部81Bの根本から左右両側へ張り出したものとなっている。

さらに、基部81Aは、長辺の長さ寸法が筒状突起部81Bの直径の2倍程度の大きさとなっているとともに、その上半分の部位に筒状突起部81Bが設けられ、下半分が平坦な部位となっている。

【0038】

20

このような基部81Aには、当該基部81Aの背面及びその周縁に沿った四つの側面を覆うことができる直方体の箱状に形成された金属製の保護カバー部材83が背面側から取り付けられるようになっている。

保護カバー部材83は、基部81A側の長辺に沿った側壁に開口された係止孔83Aを有している。一方、基部81Aの長辺に沿った側壁には、その表面から突出するとともに、保護カバー部材83側の係止孔83Aに嵌め込まれる係止突起81Dが設けられている。

保護カバー部材83は、カシメ部材81の背面を覆うように取り付けられると、その係止孔83Aが基部81A側の係止突起81Dに係止され、カシメ部材81から脱落しないようになっている。

【0039】

30

また、保護カバー部材83の四つの側壁のうち、基部81A側の短辺に沿った側壁83B、83Cは、基部81A側の長辺に沿った側壁よりも突出量が大きく、その先端が基部81A側の長辺に沿った側壁よりもカシメ部材81側に突出している。

これらの側壁83B、83Cの両側の側縁には、当該側縁を四角形状に切り欠くことで形成された切り欠き部83D、83Eがそれぞれ形成されている。

【0040】

一方、ベース部52には、図6中、被挟持部54の両側に、取り外し可能にカシメ部材81が取り付けられるようになっているカシメ取付部84が形成されている。

このカシメ取付部84は、図6中下方の面に開口84Aが形成されるとともに、手前の面に開口84Bが形成された箱状の部位である。

40

カシメ取付部84の下方の開口84Aは、カシメ部材81の平たい基部81Aの上面に応じたサイズとされている。

また、カシメ取付部84の手前の開口84Bは、その幅がカシメ部材81の筒状突起部81Bの直径に応じた寸法となっており、開口84Bの両側には、図6中上下方向に延びる鍔部84Cが形成されている。

さらに、保護カバー部材83の側壁83B、83Cに形成されている切り欠き部83D、83Eの内部には、開口84Bの両側に形成されている鍔部84Cが挿通可能となっている。

【0041】

これにより、保護カバー部材83が背部に取り付けられたカシメ部材81は、カシメ取付部84の下方の開口84Aを通ってカシメ取付部84の内部に入れられ、保護カバー部材83の側壁

50

83B, 83Cに形成された切り欠き部83D, 83Eの内部に鍔部84Cを挿通させながら、カシメ取付部84の所定位置まで持ち上げられ、これにより、ベース部52への取り付けがなされるようになっている。

【0042】

ここで、カシメ部材81は、カシメ取付部84の下方の開口から外部へ取り出すことができるが、手前の開口の両側に形成された鍔部84Cに抜け止めされ、手前側へ引き抜くことが不可能、すなわち、開口84Bから抜け取れないようになっている。

また、保護カバー部材83は、カシメ部材81がベース部52に取り付けられると、その側壁83B, 83Cに形成された切り欠き部83D, 83Eが、開口84Bの両側に形成された鍔部84Cに係止された状態となっている。これにより、カシメ部材81の背面と対向するベース部52の側壁が不正に切り取られ、保護カバー部材83の背面の大きさに相当する孔が開口されても、側壁83B, 83Cの切り欠き部83D, 83Eが、開口84B両側の鍔部84Cに係止され、不正に開けられた孔から保護カバー部材83を取り除くことができないようになっている。10

【0043】

このようなカシメ部材81と結合するカシメ受部82は、図7に示すように、蓋部53におけるベース部52に設けられているカシメ取付部84に対応した位置に設けられている。

ここで、カシメ受部82は、図7中、被挟持部55の両側に設けられている四角筒状の保護壁部82Aと、この保護壁部82Aの内部に保護されるように形成された円筒状の筒状受部82Bとを有するものとなっている。

【0044】

四角筒状の保護壁部82Aは、略正方形の断面形状を有するとともに、断面形状の略正方形が有する四つ辺のそれぞれに沿った4つの側壁を有するものとなっている。

これらの側壁のうち、カシメ部材81に設けられた基部81Aの下半分における平坦な部位と対応する側壁は、その先端が他の側壁の先端よりも後退した位置に配置されている。これにより、保護壁部82Aには、カシメ部材81に設けられた基部81Aの下半分における平坦な部位を逃がす逃げが形成され、カシメ部材81との結合の際に、カシメ部材81の基部81Aと干渉しないようになっている。20

【0045】

さらに、保護壁部82Aの内部には、保護壁部82Aの内側面を覆う金属製の保護プレート85が挿入されるようになっている。30

保護プレート85は、帯状に形成された金属板の長手方向の途中部分を折り曲げることで、略正方形の断面形状を有する略筒状の部材である。

また、保護プレート85は、保護壁部82Aへの挿入方向の先端となる端縁から後端となる端縁に向かって細長く延びる切り欠き部85Aが設けられている。

保護プレート85における切り欠き部85Aの先端両側の部分は、筒状の外側へ僅かに折り曲げられている。これにより、保護プレート85は、保護壁部82Aの内部に挿入された際に、折り曲げられた切り欠き部85Aの先端両側の部分が保護壁部82Aの内側面に摩擦力で係止され、蓋部53から脱落しないようになっている。

【0046】

カシメ受部82の筒状受部82Bは、図8に示すように、カシメ部材81側の筒状突起部81Bを内部に挿入させる円筒状の部位である。換言すると、筒状受部82B及び筒状受部82Bは、入れ子状に形成された一対の筒体であり、筒状受部82Bの内部に筒状突起部81Bが挿入可能となっている。

そして、内側の筒体である筒状突起部81Bの外周面には、図8の如く、鉤状の返し部81Eを有する爪部81Fが形成されている。

外側の筒体である筒状受部82Bの内周面には、筒状突起部81B側の爪部81Fを係止する段部82Cが形成されている。筒状突起部81Bを筒状受部82Bの内部に挿入すると、筒状突起部81Bの爪部81Fが筒状受部82Bの段部82Cに係止され、これにより、筒状突起部81Bが筒状受部82Bの内部に抜け止めされ、筒状突起部81B及び筒状受部82Bが相互に結合されるようになっている。50

【0047】

(破断部材70及びカバー部材60)

次に、カバー部材60及び破断部材70について詳しく説明する。

カバー部材60は、図9及び図10(A)に示すように、箱状部51側の互いに組み合わされた一対の被挟持部54, 55を両側から挟み込む一対の腕部61A, 61Bと、これらの腕部61A, 61Bの一端同士を連結する背板部61Cとを有する断面逆U字形のものである。

ここで、図4に戻って、カバー部材60は、図4の如く、一対の腕部61A, 61Bの先端間が開口され、これにより、一対の腕部61A, 61Bの間に開口部62が形成されている。

【0048】

また、一対の被挟持部54, 55のうち、被挟持部55の両側の側縁には、図9の如く、被挟持部55と直交する平板状の側壁部59がそれぞれ設けられている。10

一方、被挟持部54は、被挟持部55及び側壁部59が形成する箱の開口を塞ぐ蓋となっている。そして、これらの被挟持部54, 55は、互いに対向する内面から相手側へ向かって突出して相手に当接する補強リブ59A, 59Bが一体成形されたものとなっている。

一対の被挟持部54, 55は、前述したように、組み合わされた際に箱状を形成するものであり、箱状を形成した際に、補強リブ59A, 59Bによって充分な剛性が確保され、両側から押されても潰れることないように形成されている。

【0049】

以上において、カバー部材60は、図4、図9及び図10(A)の如く、箱状部51側の互いに組み合わされた一対の被挟持部54, 55を両側から挟み込むために、基端部分が結合されているとともに先端部分が二股に分かれ、且つ、組み合わされた一対の被挟持部54, 55の表面全体を覆う大きさの板状に形成された一対の腕部61A, 61Bを有している。20

そして、カバー部材60は、図10(A)に示すように、組み合わされた一対の被挟持部54, 55の表面全体を一対の腕部61A, 61Bが覆う閉鎖位置まで押し込むことにより、基板ケース50の箱状部51に取り付けられるとともに、この閉鎖位置から引き抜くことにより、基板ケース50の箱状部51から取り外せるようになっている。

【0050】

この際、カバー部材60は、図2に示すように、基板ケース50が筐体2に取り付けられると、筐体2に設けられている天板41の下面から下方へ突き出た抜け止め部46の直下に近接して配置されるようになっている。30

これにより、カバー部材60は、基板ケース50が筐体2に取り付けられた状態では、抜け止め部46が障害物となって基板ケース50の一対の被挟持部54, 55から引き抜けないようになっている。換言すると、カバー部材60は、当該基板ケース50を筐体2から取り外さないと、一対の被挟持部54, 55から引き抜くことができないようになっている。

従って、基板ケース50は、当該基板ケース50を筐体2から取り外さないと、カバー部材60を一対の被挟持部54, 55から引き抜くことができず、筐体2から取り外すことで、はじめて開くことが可能となっている。

【0051】

破断部材70は、図10(A)の如く、笠状に広がった円盤状の頭部71と、ICタグシール12を破断する鋸歯状の刃が長手方向に沿って形成されたブレード部72とを有するものである。このうち、ブレード部72は、頭部71の底に突設されたもの、更に詳しく説明すると、頭部71の底面71Aから図10(A)中下方へ突出するように、当該頭部71に設けられたものとなっている。40

ここで、ブレード部72の鋸歯状の刃は、鋭いものではなく、切れ味のにぶい比較的なまくらなものである。

これにより、ブレード部72で破断されたICタグシール12は、ギザギザに破断され、分断されたもの同士を繋ぎ合わせることが不可能、すなわち、破断後の再使用が不可能となっている。

【0052】

図9に戻って、破断部材70に設けられた頭部71の底面71Aにおける周縁近傍には、図950

の如く、その底面71A から突出する一対の係止爪73が設けられている。

これらの係止爪73の各々は、先端部分に先細りとなった楔状部73A が形成されたものである。更に詳しく説明すると、これらの係止爪73は、互いに対向する面が底面71A に垂直とされ、その反対側となる面の先端部分に楔状部73A がそれぞれ突設されている。

そして、一対の係止爪73は、楔状部73A と底面71A との間の部分が板状に形成され、この板状部分が弾性変形可能な板バネ部73B となっている。

【0053】

一方、ブレード挿通孔60A は、カバー部材60の図9中上方の腕部61A の表面から図9中上方へ突出する筒部60B を軸方向に貫通する孔であり、且つ、タグ貼付面56A に対向する腕部61A の先端縁近傍に開口されるとともに、破断部材70のブレード部72が差し込まれる孔となっている。10

そして、カバー部材60におけるブレード挿通孔60A の周囲部分、すなわち、ブレード挿通孔60A を囲む内周面には、鍔部63が突設され、鍔部63の図9中下方の段差が破断部材70側の係止爪73を係止する係止段部64となっている。

【0054】

破断部材70側の一対の係止爪73は、カバー部材60側のブレード挿通孔60A に破断部材70側のブレード部72が差し込まれた際に、ブレード挿通孔60A を囲む鍔部63に、その楔状部73A の傾斜面が押圧されるようになっている。

これにより、一対の係止爪73は、板バネ部73B が弾性変形し、先端の楔状部73A が互いに近づく方向に移動して、ブレード挿通孔60A の内部に入り込み、更に、ブレード挿通孔60A の奥に進み、楔状部73A が鍔部63を超えると、板バネ部73B が弾性力によって、元の状態に復帰して、楔状部73A が鍔部63に係止されるようになっている。20

これにより、一対の係止爪73及び係止段部64は、ブレード挿通孔60A から破断部材70が抜き取れないように、相互に係止し合うようになっている。

【0055】

ここで、図5に戻って、被挟持部54, 55側のタグ貼付面56A, 56Bを横切るように形成されたスリット58A, 58Bは、図5の如く、カバー部材60が閉鎖位置から引き抜かれる際ににおけるカバー部材60の移動方向に沿って延びるように形成されている。

また、スリット58A, 58Bは、タグ貼付面56A, 56Bの図5中左右方向における中心線から若干ずれた位置に形成されている。これにより、スリット58A, 58Bに沿って移動する破断部材70は、ICタグシール12の中心に配置されるICタグチップを避けて、ICタグチップに接続されているアンテナ線を確実に破壊できるようになっている。30

【0056】

また、スリット58A, 58Bの端部は、タグ貼付面56A, 56Bから逸脱する位置に配置されている。そして、スリット58A, 58Bの端部のうち、図5中下方の端部は、ICタグシール12の破断を開始する破断スタート位置として設定されている位置に配置されている。

換言すると、スリット58Bは、図5中下方の部分が、ICタグシール12の破断を開始する破断スタート位置まで延びたものとなっている。

一方、カバー部材60側に形成されているブレード挿通孔60A は、カバー部材60が閉鎖位置に配置されると、図10(A)に示すように、タグ貼付面56A, 56Bから逸脱した位置まで延びたスリット58A, 58Bの端部、すなわち、破断スタート位置と対向する位置に配置されるようになっている。40

【0057】

破断部材70のブレード部72は、図10(A)の如く、カバー部材60が閉鎖位置に配置されている状態で、ブレード挿通孔60A に差し込まれるようになっており、ブレード挿通孔60A に差し込まれると、破断スタート位置に設置されるようになっている。

そして、破断部材70のブレード部72は、閉鎖位置からカバー部材60が引き抜かれるのに伴って、スリット58A, 58Bに沿って移動し、図10(B)に示すように、タグ貼付面56A, 56Bに貼付されたICタグシール12を破断するようになっている。

【0058】

以上のような本実施形態では、基板ケース50は、筐体2に取り付けられる際、ベース部52及び蓋部53が閉鎖状態にされるとともに、被挟持部54, 55がカバー部材60で挟持されて相互に結合された状態となる。

この状態で、破断部材70のブレード部72をカバー部材60のブレード挿通孔60Aに差し込み、図10(A)に示すように、ブレード部72を破断スタート位置に設置した後、基板ケース50を筐体2に取り付ける。

なお、カバー部材60のブレード挿通孔60Aに破断部材70のブレード部72を差し込まずに、ブレード挿通孔60Aの内部を空のしたままの状態で、基板ケース50を筐体2に取り付けてもよく、この場合には、カバー部材60は、基板ケース50からの取り外しの際に、ICタグシール12を傷つけることなく、ICタグシール12を覆う着脱自在のカバーとして機能するようになる。10

【0059】

そして、基板ケース50を筐体2に取り外した後、カバー部材60を被挟持部54, 55から引き抜くと、基板ケース50を開放することができる。

この際、被挟持部54, 55から引き抜かれる方向へカバー部材60の移動を開始すると、図10(B)に示すように、カバー部材60と連動して、破断部材70のブレード部72が破断スタート位置から移動を開始し、ブレード部72の刃先がタグ貼付面56A, 56Bに貼付されているICタグシール12を切り裂き、ICタグチップに接続されている無線アンテナを切断して破壊する。20

【0060】

(実施形態の効果)

前述のような本実施形態によれば、次のような効果が得られる。

すなわち、基板ケース50を形成するベース部52及び蓋部53のそれぞれの互いに対応する部分に一対の被挟持部54, 55を設け、且つ、これらの被挟持部54, 55を互いに組み合わせると箱状となるように形成するとともに、被挟持部54, 55の両方に跨るタグ貼付面56A, 56Bを設け、このタグ貼付面56A, 56BにICタグシール12を貼付するようにし、さらに、これらの被挟持部54, 55をその両側から挟み込むとともに、被挟持部54, 55の表面全体を覆う板状に形成された一対の腕部61A, 61Bを有するカバー部材60を設けたので、被挟持部54, 55に設けられたタグ貼付面56A, 56BにICタグシール12を貼り付け、この状態でカバー部材60を基板ケース50に取り付ければ、ICタグシール12がカバー部材60の内部に密閉され、ICタグシール12を基板ケース50から剥がす際に、カミソリ等の刃物を利用できなくなるうえ、化学薬品をICタグシール12に塗布することもできなくなり、従って、ICタグシール12のICチップ、無線アンテナ及び外観等にダメージを与えずに基板ケース50からICタグシール12を剥がすことが不可能となる。30

また、ベース部52及び蓋部53のそれぞれに設けた一対の被挟持部54, 55をカバー部材60の一対の腕部61A, 61Bで挟み込むようにしたので、カバー部材60の腕部61A, 61Bが一対の被挟持部54, 55を挟み込む閉鎖位置にカバー部材60が配置されると、基板ケース50は開けることができず、基板ケース50を開けるには、カバー部材60を閉鎖位置から引き抜く必要がある。

【0061】

ここで、カバー部材60を被挟持部54, 55に向かって押し込んで基板ケース50の閉鎖位置に配置し、この状態で、カバー部材60に設けられたブレード挿通孔60Aに破断部材70のブレード部72を差し込むと、ICタグシール12を傷つけることなく、ブレード部72が破断スタート位置に設置される。

この後、基板ケース50を開くために、閉鎖位置からカバー部材60を引き抜くと、カバー部材60の引き抜き動作に伴って、破断部材70のブレード部72がスリット58A, 58Bに沿って移動するので、移動するブレード部72によって、タグ貼付面56A, 56Bに貼付されているICタグシール12を確実に破断することができる。

このため、基板ケース50の開放の際に、確実にICタグシール12が破断され、剥がされたICタグシール12の再利用を確実に不可能にすることができる。4050

【0062】

さらに、ベース部52及び蓋部53を相互に結合するカシメ部材81及びカシメ受部82のうち、カシメ部材81については、その基部81Aの背面及び側面を金属製の保護カバー部材83で覆って保護し、蓋部53については、その側面を金属製の保護プレート85で覆って保護するようにしたので、基板ケース50の内部に設けられているROM等を不正なものに交換する際に、ドリル等の穿孔工具を利用して、基板ケース50の側面や裏面から、カシメ部材81及びカシメ受部82を破壊しようとしても、金属製の保護カバー部材83及び保護プレート85に遮られ、カシメ部材81及びカシメ受部82の破壊が防止され、ひいては、ROM等の不正交換を未然に防止することができる。

なお、基板ケース50の正面から内部のカシメ部材81及びカシメ受部82が破壊されるケースはまれである。というのは、基板ケース50の正面から内部のカシメ部材81及びカシメ受部82を破壊すると、基板ケース50の前面に形成される破壊の痕跡が目立ち、スロットマシン1の前扉3を開いた時点で不正行為が発見されるからである。

【0063】

また、保護カバー部材83の側壁83B、83Cに切り欠き部83D、83Eを形成し、保護カバー部材83が背部に取り付けられた状態で、カシメ部材81をベース部52に取り付けると、その側壁83B、83Cに形成された切り欠き部83D、83Eが、開口84Bの両側に形成された鍔部84Cに係止されたようにしたので、カシメ部材81の背面と対向するベース部52の側壁が不正に切り取られ、保護カバー部材83の背面の大きさに相当する孔が開口されても、側壁83B、83Cの切り欠き部83D、83Eが、開口84B両側の鍔部84Cに係止され、保護カバー部材83を取り除くことができない。従って、カシメ部材81及びカシメ受部82を破壊するために、保護カバー部材83の背面に孔を開けても、保護カバー部材83を取り除くことができず、これにより、カシメ部材81及びカシメ受部82の破壊が防止され、ひいては、ROM等の不正交換を未然に防止することができる。

【0064】

[第2実施形態]

図11～図15には、本発明の第2実施形態が示されている。

本第2実施形態は、前記第1実施形態における被挟持部54、55の内部に全体が収納可能な短尺のブレード部72を、先端が被挟持部54、55の外部に突き出てしまう長尺のブレード部74としたものである。

なお、以下の説明において、前記第1実施形態と同様の装置や部位等には、同一符号を付し、その説明を省略又は簡略する。

【0065】

すなわち、本第2実施形態に係る基板ケース50には、図11及び図12に示すように、被挟持部54の厚さ寸法（図12中前後方向の寸法）に応じた長さのブレード部74を有する破断部材70が設けられている。このブレード部74の先端には、ブレード部74の周面から突出するとともに平たい形状に形成されたフランジ部75が設けられている。

一方、被挟持部54に設けられているスリット58Aは、図12及び図13に示すように、被挟持部54を図12中前後方向に貫通している。

また、被挟持部55における破断スタート位置に相当する位置には、図12及び図13の如く、ブレード部74のフランジ部75を挿通させる挿通孔58Cが貫通している。

そして、被挟持部54における被挟持部55側の挿通孔58Cに対応した位置には、図14に示すように、ブレード部74のフランジ部75を挿通させる挿通孔58Dが貫通している。

【0066】

この際、破断部材70は、図15(A)に示すように、カバー部材60が閉鎖位置に配置されている状態で、ブレード部74がブレード挿通孔60Aに差し込まれると、被挟持部55側から進入したフランジ部75が被挟持部54の表面54Aから突出するようになっている。

そして、破断部材70のフランジ部75は、閉鎖位置からカバー部材60が引き抜かれるのに伴って、図15(B)に示すように、被挟持部54の表面54Aに沿って摺動し、これにより、ブレード部74がICタグシール12を破断する際に、カバー部材60の開口部62が広がるの

10

20

30

40

50

を未然に防止するようになっている。

【0067】

このような本第2実施形態によても、前記第1実施形態と同様の作用効果を奏すことができるうえ、次のような効果を付加できる。

すなわち、閉鎖位置からカバー部材60が引き抜かれるのに伴って、被挟持部54Aに沿って摺動するフランジ部75を破断部材70に設けたブレード部74の先端に設けたので、ブレード部74でI Cタグシール12を破断する際に、カバー部材60の開口部62が広がらなくなり、カバー部材60を移動させる力が無駄なくブレード部74に伝達され、I Cタグシール12を効率よく破断でき、より小さな力でI Cタグシール12を破断できるという効果を付加することができる。

10

【0068】

なお、本発明は、前記実施形態に限定されるものではなく、本発明の目的を達成できる範囲における変形及び改良などをも含むものである。

例えば、前記実施形態では、互いに係止しあう係止爪及び係止段部のうち、係止爪を破断部材側に設け、係止段部をカバー部材側に設けたが、これに限らず、係止爪をカバー部材側に設け、係止段部を破断部材側に設けてよい。

なお、本発明は、スロットマシンに限らず、パチンコ機等の弾球遊技機にも適用でき、要するに、マイクロプロセッサからなるCPUを内部に収納している基板ケースを備えた遊技機全般に適用できる。

【符号の説明】

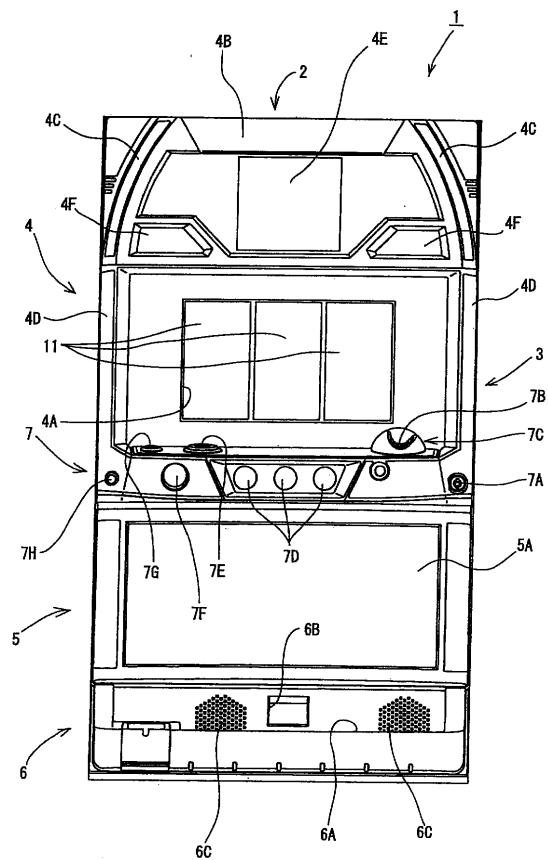
【0069】

1	遊技機としてのスロットマシン
12	I Cタグシール
50	基板ケース
52	ベース部
53	蓋部
54, 55	被挟持部
56A, 56B	タグ貼付面
58A, 58B	スリット
60	カバー部材
60A	ブレード挿通孔
61A, 61B	腕部
64	係止段部
70	破断部材
71	頭部
72, 74	ブレード部
73	係止爪
80	制御基板としての主制御基板 破断スタート位置

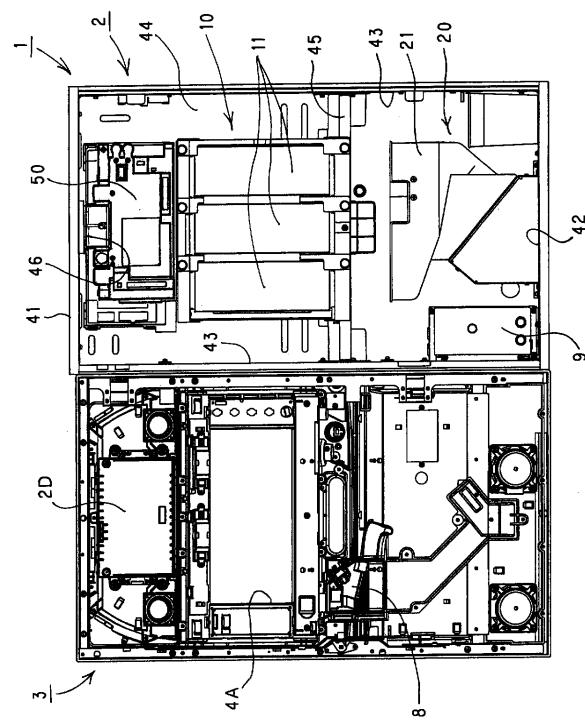
20

30

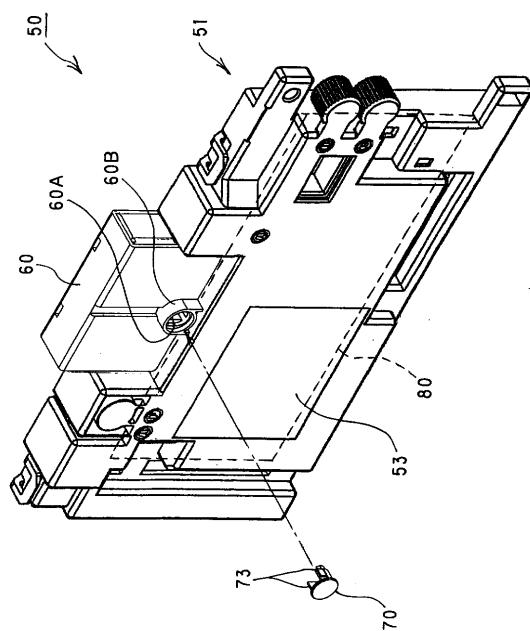
【 図 1 】



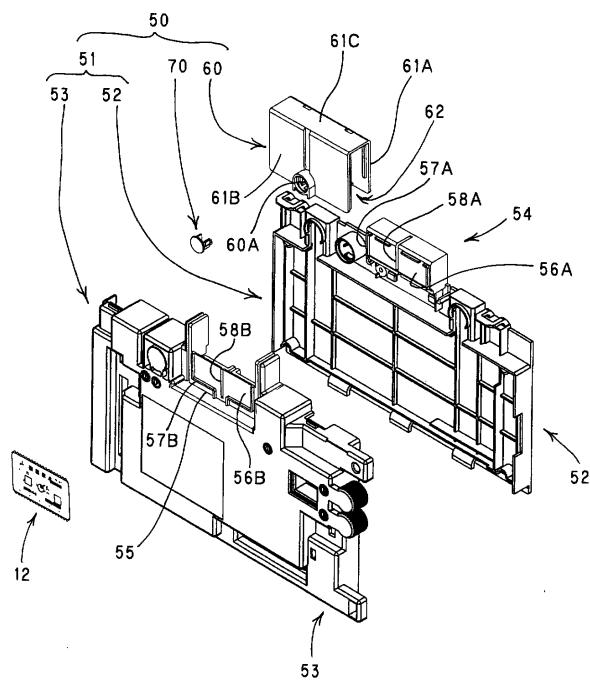
【 図 2 】



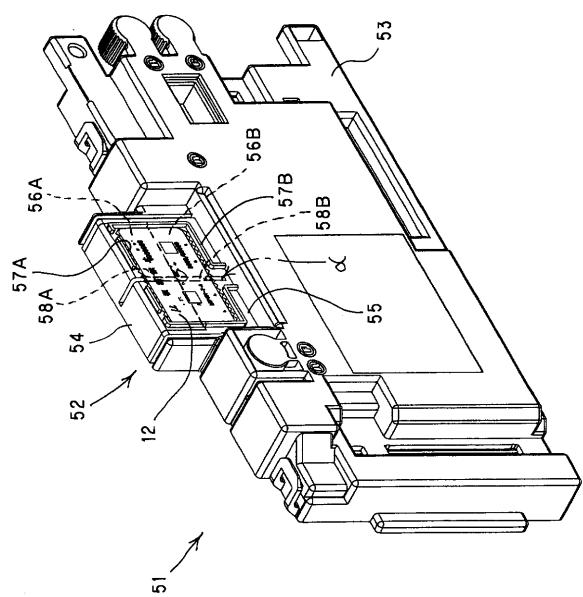
【 3 】



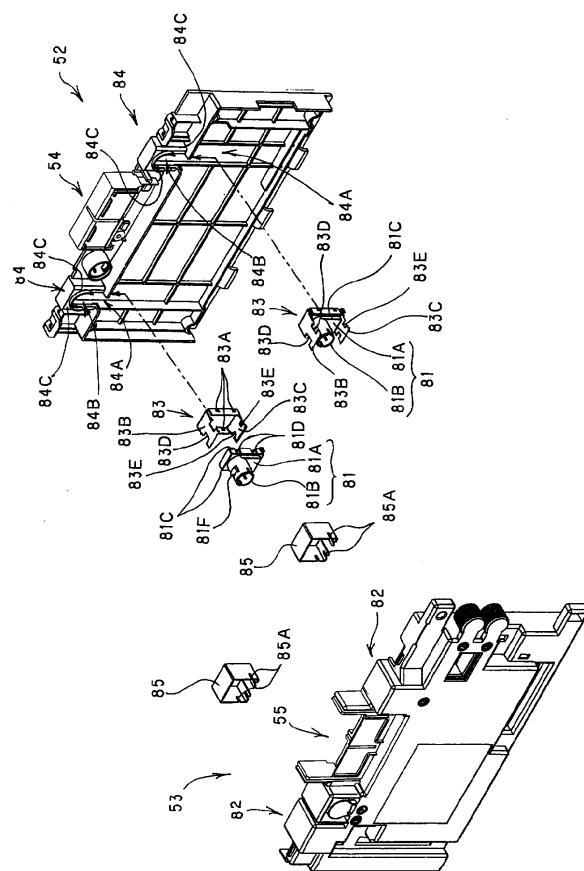
【図4】



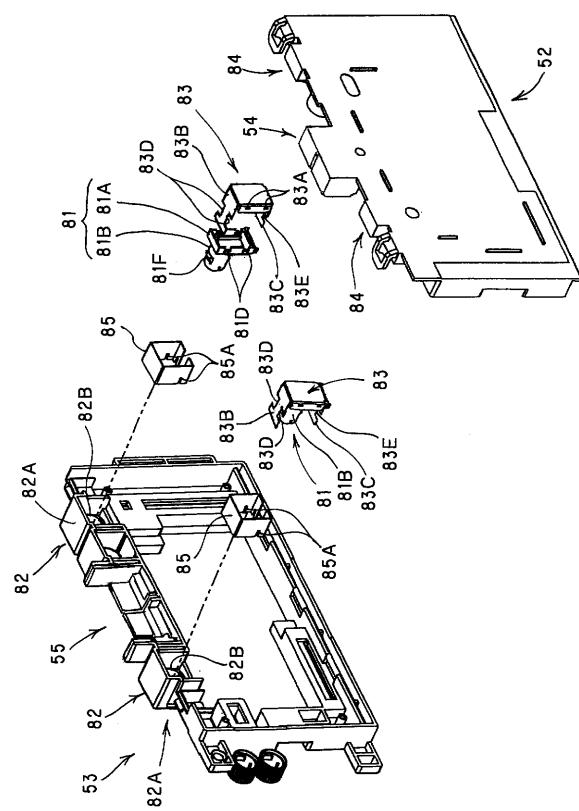
【図5】



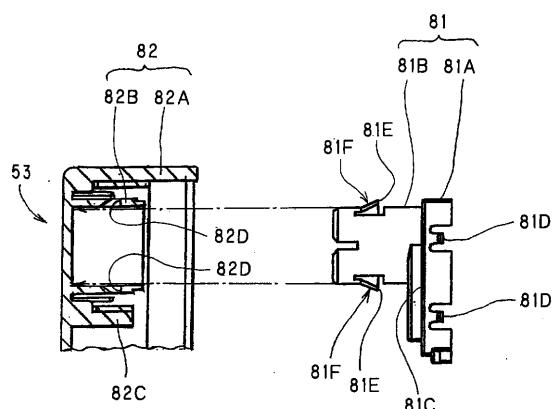
【図6】



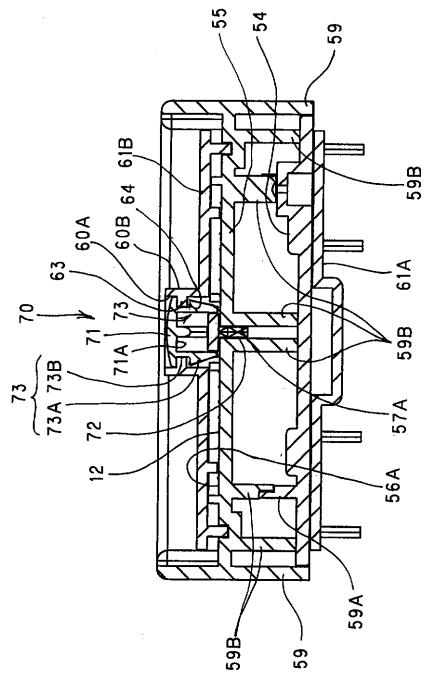
【図7】



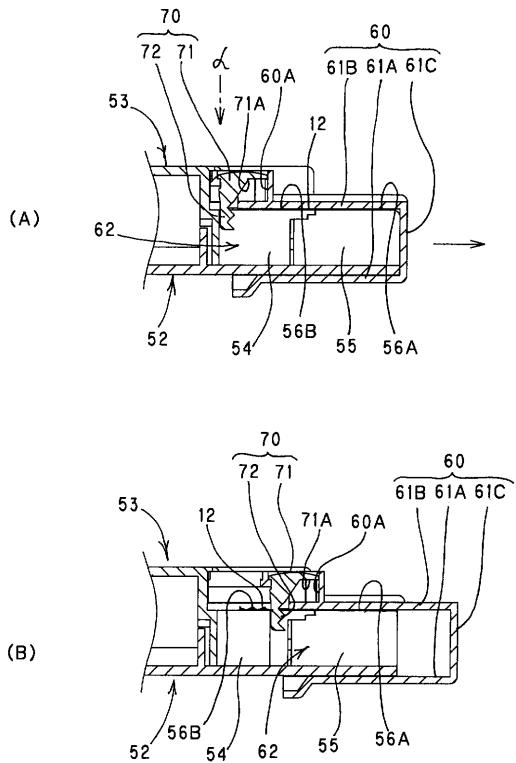
【図8】



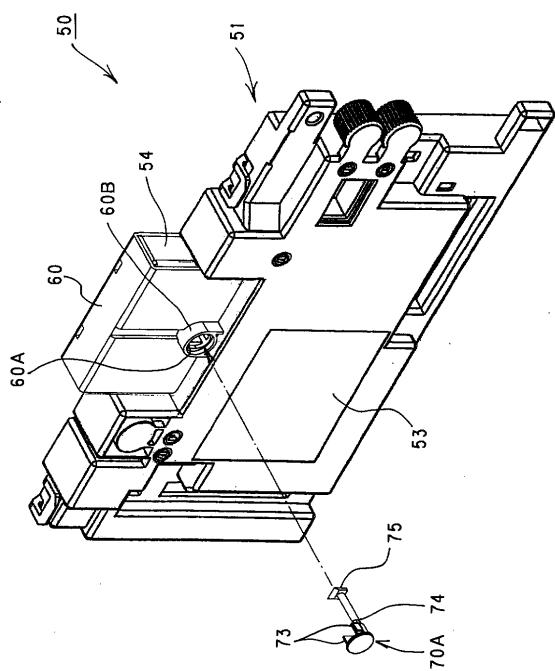
【図9】



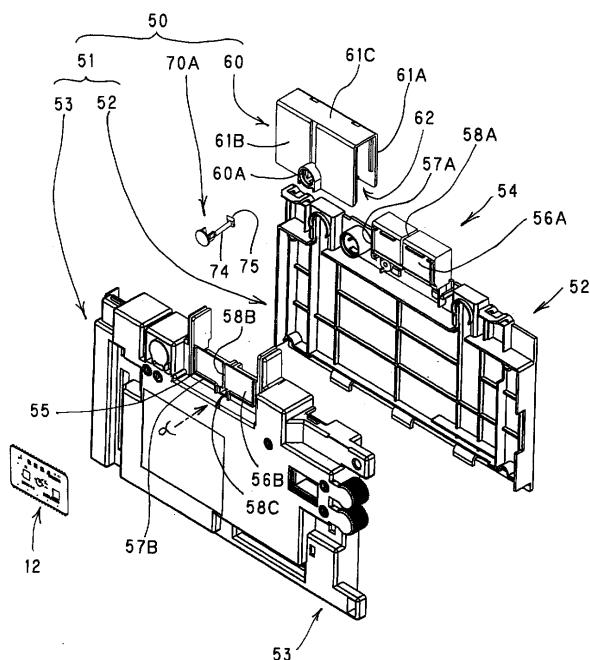
【図10】



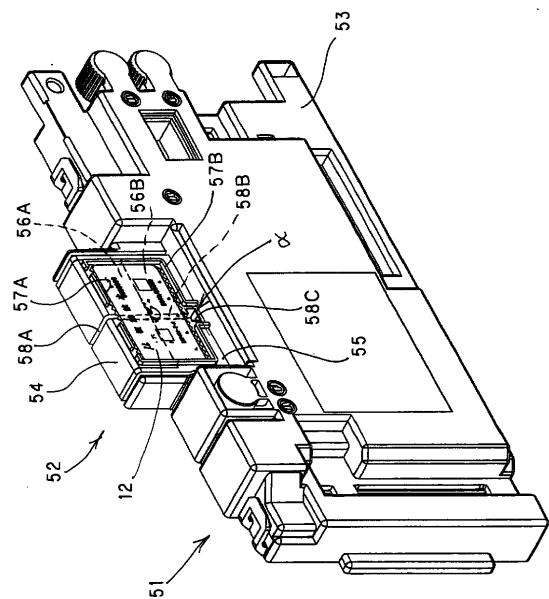
【図11】



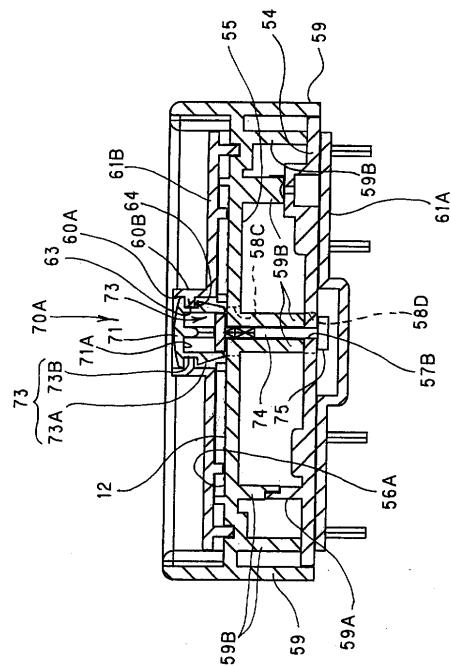
【図12】



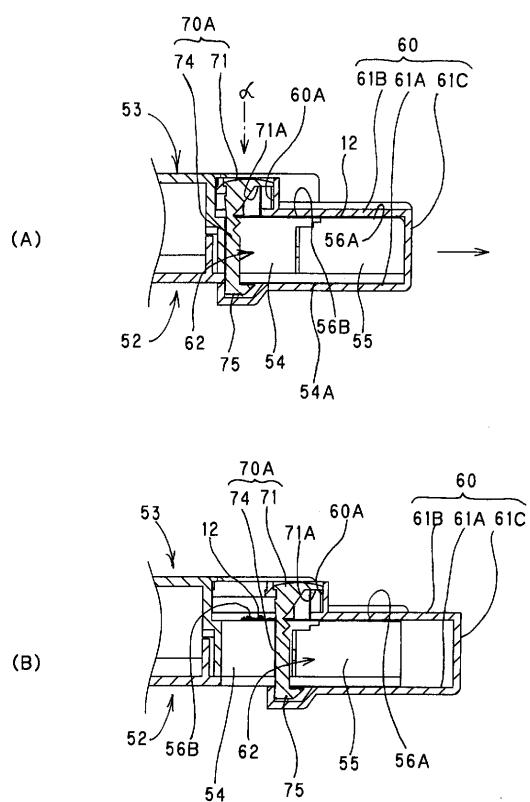
【図13】



【図14】



【図15】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2010-178891(JP,A)
特開2010-284445(JP,A)
特開2010-167124(JP,A)
特開2011-56000(JP,A)
特開2011-98053(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 63 F 5 / 04
A 63 F 7 / 02